

2023年 宗会（常会）財務長演説（要旨）

2023年6月1日

宗務総長演説の宗務執行の基本方針に基づき、財務の方針について申し上げます。

まずは、2021年度宗派経常費御依頼の収納状況につきまして、ここに改めてご報告いたします。御依頼総額46億8,834万円に対し、50億2,319万7,211円、率にして107.1%の収納をいただきました。

また、2019年度より始まりました宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃懇志金につきましては、総御依頼額29億円に対して、25億2,240万1,885円、率にして86.9%の収納をいただいております。

なお、本年度の経常費御依頼につきましては、御依頼総額49億8,234万円に対して、2023年5月30日現在での収納額は49億6,559万742円であり、率にして99.6%の収納、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃懇志金につきましては、29億8,682万8,564円、率にして102.9%の収納をいただいております。

厳しい経済状況に加え新型コロナウイルス感染症の影響も残る中、宗門の活動に深いご理解をいただき、格別の御懇念を賜り慶讃法要も無事円成いたしましたこと、厚く御礼申し上げます。

【2021年度決算】

次に、2021年度一般会計の決算概況について申し上げます。

経常部・臨時部合わせた歳入額は77億3,652万円となり、予算に対して99.0%の収納率です。2019年度から感染症拡大の甚大な影響を受けたことによる収納減が数値として顕著に表れておりましたが、各種冥加金や真宗本廟、大谷祖廟における読経志や納骨志等の収入は復調傾向にあること、また相続講金については感染症の影響が深刻化する全国の寺院・教会及び御門徒の経済

状況に鑑みた御依頼の減額幅を縮小させましたが、予算を超える収納を賜りました。また、平衡資金の融通については、予算化しておりましたが、歳計の状況により執行いたしませんでした。

歳入については、2020年度に比して、特に増収幅が大きいものとしては、2021年度より涉成園特別会計及び大谷専修学院特別会計の統合もあり、冥加金が全体で29.1%の増収、その内、同朋会館冥加金は131.1%、斎冥加金は113.3%、研修冥加金は23.1%の増となっております。相続講金は10.4%増となっております。懇志金全体では41.8%の増収、その中でも、納骨志は59.2%、読経志は31.9%増となっております。

一方、歳出につきましては、経常部と臨時部を合わせて72億2,656万円、予算に対し92.5%の執行率です。結果として、差引剰余金は5億996万円となり、2020年度決算と比較して3億6,640万円の増額となっております。

【2023年度予算の概要及び宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計総計画変更案】

次に、2023年度の予算の概要及び宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計総計画変更案について申し上げます。

2023年度一般会計の予算総額は、経常部・臨時部合わせて82億9,620万円、2022年度予算に比して5億8,520万円増額して編成いたしました。歳入については、繰越金が2022年度予算に比して増加したことと、各種資金からの回付金が増えたことが増額の主な事由であり、新型コロナウイルス感染症の影響から復調しつつある実績を踏まえた予算を編成いたしました。

特に、2023年度予算の相続講金については、5,466万円の増額をいたしております。想定する宗派経常費御依頼については、教区改編に伴う人件費等の経費削減を根拠として、東北教区は600万円、岐阜高山教区は200万円、

九州教区は1,266万円の減額措置を引き続いて行うとともに、2023年度から発足する新潟教区に対して466万円、富山教区に対して200万円、小松大聖寺教区に対して366万円の減額措置を講じるものであります。また、2020年度より教区改編の取り組みを加速させることを目的とした5,000万円の減額措置に変わり、2023年度はこれまでの教区改編により成し遂げられた経費削減をもって、全国への御依頼額より約1億3,500万円の減額措置を予定しております。さらに、長期に亘り寺院運営に及ぼしている新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みまして1億円の減額措置を見込んでおります。

歳出については、今日の著しい物価の上昇のみならず、2019年度から4カ年度にわたり設置いたしております慶讃事業特別会計を、当初計画どおり本年6月末をもって閉鎖することにより一般会計に移管される業務及び各種教化事業の再開に伴い増額いたしております。

出版物特別会計については、条例の一部を改正し、同会計が継続的に一般会計を支える会計であることを明確に位置付けるとともに、この特別会計は東本願寺出版名による有償刊行物に一元化することから、名称を東本願寺出版特別会計に改めるものであります。この方針により、これまで一般会計から回付を受けていた『真宗』誌・『同朋新聞』・教化冊子『真宗の生活』については、一般会計内で支弁することとしております。

次に、慶讃事業特別会計については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画どおりに十分成し得なかった事業があることから、2023年度から3カ年度を目途に一部の慶讃事業の継続及び教区慶讃法要厳修の推進に資するため、慶讃事業推進資金に繰り入れる総計画変更案及び2022年度補正予算並びに関係条例の一部改正案を提案いたします。2023年度より事業計画を示しつつ、その経理を一般会計臨時部歳入歳出に予算計上して収支を明確にする措置を講じております。慶讃事業に賛同いただき全国よりお寄せいただいたご懇念を、次の世代に本願念仏の教えを手渡していくための事業で応えていく

との趣旨を継承し、更なる教学の振興と教化の推進を図ってまいります。

【門徒戸数調査及び2023年度からの御依頼割当基準】

次に、第4回門徒戸数調査について申し上げます。

中央門徒戸数調査委員会では調査の意義やその重要性を共有し取り組む姿勢に温度差が生じないように、初めて全国規模での教区調査委員会正副委員長の会議を実施するなど「公平性、公正性、透明性」を確保すべく取り組んでまいりました。各教区においては、更なる教区門徒戸数調査委員会と組門徒戸数調査委員会とが連携を図り、それぞれに様々な工夫を凝らしつつ、未提出寺院の対応及び届け出数値の点検精査を行い、正確な調査結果が導かれるよう懸命な努力をいただいたことでもあります。関係いただいたすべての方々に深く御礼を申し上げます。

また、中央門徒戸数調査委員会から提出された報告書には、これまでの調査よりも法務の縁の希薄化、寺院と門徒の関係性の断絶が大きな課題として明らかとなったとあります。特に第1回調査からの推移によると大半が減少傾向にあり、加えて今回の調査において数値の減少が顕著であった教区では、この5年間で最大1万1,700戸余りの法務の縁が途絶える等、教化の衰退が加速度的に進行しているのではないかと危機感について報告されています。次年度は中央門徒戸数調査委員会と連携し、門徒戸数調査が全教区足並みを揃えて実施できる環境整備への取り組みと、更なる精度向上に向けた継続点検の推進に資するため臨時部に予算を講じております。

次に、御依頼割当基準の策定について申し上げます。

宗門における財政の基本精神は、本願念仏の教えに出遇った歓喜と謝念による「一人ひとりの懇志」によって宗門が運営されることであり、そのためには、公平公正な御依頼割当基準の策定が何よりも重要であります。また、予てより願われ続けている門徒1指数あたりの御依頼金額の平準化についても、継続して取り組まなければならないという考えは、現在も揺らぐものではありません。

昨年1月、2023年度からの御依頼割当基準は、この方針に基づいて第4回門徒戸数調査結果によって得られた指数のみによって行うことを『真宗』誌においてお示しいたしました。しかし、現下の宗務改革の進捗状況や第4回門徒戸数調査の現況に鑑みた時、現時点において総御依頼額の全額を門徒指数のみによって算出する新御依頼割当基準を適用することは、特に慎重を期すべきであると判断し、本年3月、改めて御依頼割当基準策定委員会を設置し、去る5月8日に答申を提出いただきました。

内局といたしましては、2023年度の御依頼割当基準については、当分の間、従前の基準を踏襲し、しかるべき時期に改めて御依頼割当基準の見直しをはかるべきであると判断いたしております。

【不動産活用及び高倉幼稚園・高倉会館の将来構想について】

次に、不動産活用について申し上げます。

宗派所有不動産につきましては、積極的に活用すべく、時間貸し駐車場などをすすめてまいり、近年、不動産賃加金は増収傾向にあります。

ことに、聖護院別邸跡地は、完全なる所有権回復が実現した翌年の2006年に宗派所有土地の中でもいち早く賃貸借契約によるコインパーキング用地として活用がなされました。活用当初より将来に向けた有効利用が願われていたことから、2015年以降、財産管理審議会において、より安定的で収益性の高い当地での様々な活用案が検討され、2021年度には「三菱地所レジデンス」を最優先候補業者に選定いただき、2022年3月の参与会・常務会の議決を得て、契約に向けた与条件整理を行うための合意書を締結いたしました。しかしながら、進め方に対するご意見、ご懸念が寄せられたことから、2022年度は集中的に再検証し、その検証を踏まえて財産管理審議会、参与会・常務会の議決を得て「三菱地所レジデンス」と定期借地権設定契約に向けた基本協定書の締結にいたしました。

現在は、基本協定書に基づく埋蔵文化財調査と設定した期間、今回の場合は

73年の終了後に更地として当派へ返す等の要件を付した定期借地権設定契約の締結に向けた協議を行っております。それらが整いましたら、改めて法規に定める財産処分の手続き、具体的に申せば、財産管理審議会への諮問、参与会・常務会への議案上程、公告等を行う予定であります。なお、提示されている締結時に支払われる前払地代については、まずは全額を保管金として保管したうえで、毎年、その年割額を宗派会計に収入し、明確に経理できるよう措置を講じてまいります。

次に、2018年度に寄付採納を受けた京都市内の旧了徳寺敷地につきましては、引き続き、財産管理審議会において、寄付者の申し出に配慮しつつ、必要に応じて京都府と協議しながら活用案を検討してまいります。

また、その他の不動産の今後の活用については、財産管理審議会において課題整理を行っているところであります。まず、宗派所有不動産の全体像を確認したうえで、個々の不動産の特性・課題・ニーズを踏まえ、土地の峻別に取り組んでいくこと、そして具体的な活用方途の協議に際しては、目的、業種、優先度、選定基準等を段階的に審議していくことが必要であるという点に関しては既に確認いたしております。引き続き、財産管理審議会において、審議手順も含め、よりよい不動産活用の審議の進め方について議論してまいります。

その他、資金保管規程に則り、効果的な資金保管について財産管理審議会での慎重な協議を経て、地方債による資金の一部保管に着手しております。

次に、高倉幼稚園、高倉会館の将来構想について申し上げます。

それぞれの将来構想の策定に向けて、宗務審議会「真宗本廟を中心としたグローバルデザインに関する委員会」を2022年3月に設置し、2022年度は、より議論を深化すべく高倉幼稚園と高倉会館のそれぞれについて小委員会を設置し協議を進めてまいりました。特に高倉幼稚園の将来構想策定にあたっては、京都市内における幼稚園を取り巻く環境、ニーズ等を考慮する必要があることから、専門家による作業部会での協議を行っております。2023年度中に、これらの協議と委員会での審議を受け、方向性を見定めてまいりたいと考えてお

ります。なお、高倉会館の将来構想に関しては、幼稚園の将来構想策定の推移を見守りながら検討してまいります。

【境内（飛地境内）の営繕・整備について】

次に真宗本廟境内、並びに飛地境内地の営繕・整備について申し上げます。

真宗本廟は、全国の御門徒の尊いご懇念によって再建、護持されてまいりました。その高い建築技術や意匠が評価され、御影堂、阿弥陀堂、御影堂門、阿弥陀堂門、鐘楼、手水屋形の6棟が、2019年に国の重要文化財に指定されております。御影堂、阿弥陀堂、御影堂門は、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌の特別記念事業として、私にとって真宗本廟とは何かとの問いに向き合わせていただく、念仏相続の御仏事として修復が取り組まれました。

阿弥陀堂門、鐘楼、手水屋形につきましては、2021年9月から修理事業に取り組んでおります。阿弥陀堂門は、昨年11月に修理が完了いたしました。修理の過程において、屋根裏に『仏説阿弥陀経』が収められていることを発見いたしました。修理をとおして、阿弥陀堂門が、私たちに仏説阿弥陀経の世界を現す阿弥陀如来のまします阿弥陀堂への入堂を促す門であったことを感得したことであります。両堂等御修復事業に続く、3棟の修理事業も、先達の願いが込められた建物そのものを相続する営みであるとともに、念仏相続の取り組みであります。

本年7月からは、引き続き、国庫補助を得て鐘楼、手水屋形の修理事業に着手し、2025年3月末の完了を予定しております。これによりまして国の重要文化財に指定されている境内建物6棟すべての修復が完了することになります。また、これらの修理事業については、阿弥陀堂門の修復に際して行った寄付勧募の手法を取り入れながら、宗門内に留まらず、宗門外にも広く発信し寄付を募ってまいります。

一方で、これら以外の境内の諸門や諸殿、現代建造物についても、今後は計画的に修理を行っていかねばなりません。引き続き財産管理審議会において、

施設の現状把握と課題の抽出、それに伴う調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、渉成園の整備事業について申し上げます。

国指定の名勝・渉成園につきましては、今後の更なる保存活用に資するため、2014年度から国庫補助金を得て保存整備事業を実施してまいりました。2023年度が最終年度となりますが、整備の過程で見いだされた新たな課題に対応するため、2年ないし3年の延長を視野に計画の再構築を行いたいと考えております。

次に、大谷祖廟総合整備について申し上げます。

大谷祖廟においては、親鸞聖人の御墓所として歴史と伝統の継承、納骨を縁とした宗派の開教事業の推進という視点をもって、総合的な整備計画を立案するため、2022年度は事前調査を行ってまいりました。2年目にあたる2023年度は、この調査で明らかになったことを踏まえ、引き続き調査を実施するとともに、加えて、宗務総長の諮問機関として宗務審議会を新たに設置し、総合的整備の具体的な方針及び計画立案について審議してまいりたいと考えております。

これらの飛地境内地を含む真宗本廟の整備をとおして「本廟を基とする教団」ということを、改めて、宗門人一人ひとりが確かめ直す機縁としてまいりたいと存じます。

【宗務改革に向けて】

宗派財政の厳しい状況は相変わらず続いており、加えて急速な物価高騰や円安、少子高齢化、人口減少などの影響も大きく、宗務当局としてはより一層深刻な課題となっていると認識しております。そのためには、宗務改革が不可欠であり、昨年8月より協議を進めております行財政改革検討委員会において議論された内容をもとに、安定した経済基盤の確立に向けた今後の方向性を見定めることが急務であります。

総長演説にありましたように、まさに足もとを見つめる意味で、まずは宗派の現在地を確かめ、そこから見えてくる課題を改めて整理しなければならないと思うところであります。

そのような観点から財務を預かる立場として、現時点で自らの課題として捉えている内容を申し述べます。

【① 宗派財政規模の見極めと組織機構の見直し】

まず適正な宗派財政規模の見極めと組織機構の見直しであります。近年進めてきた歳出削減についてですが、その余地は少ない状況にあり、宗派の事業内容を整理しつつ、宗派財政規模の見極めと組織機構の見直しが不可欠であります。加えて、行財政改革においては、宗派会計のみならず教区会計の規模やあり方等も十分に考慮した議論が望まれるところであります。

【② 歳入構造の見直し】

次に、歳入構造の見直しが必要であると考えます。経済状況の厳しさは各寺院教会においても同様である実情を十分に踏まえた対応も視野に入れなければなりません。具体的には、宗派の財政規模における相続講金の割合をどの程度に設定するか、あるいは歳入源の多様化や拡大も視野に入れることも重要であります。中でも資金保管のあり方については、特により効果的な方途を講じる必要があると考えます。

【③ 運営業務効率の向上】

続いて、運営業務効率の向上も重要視すべきと考えます。財政状況の改善には、予算の適切な管理や経理体制の強化はもとより、効率的な運営方法の導入などが重要です。具体的には、職員のスキルアップに努めつつ、業務の効率化の観点から急速に進歩したITやデジタル、そしてAIといった技術をどのように効果的に活用していくか等、業務効率化も検討しなければなりません。

【④ 人口減少への対応】

最後に、人口減少が進む中で、寺院や門徒の減少、寺院の運営上の課題が顕著になり、このような状況に対応するためには、開教の視点に力を入れ新たな門徒の拡大や若者層へのアプローチ、地域との連携など、柔軟で創造的な取り組みが求められます。

宗務改革を断行していくためには、宗派として何を大切に、何のために、宗門が存立するかという改革の出発点を確認することが肝要であり、同時に伝統や宗教的な価値観を尊重しながら取り組んでいく必要があります。

宗教離れや寺離れという言葉が示すように、宗門を取り巻く環境は非常に厳しいとされる一方、本年厳修された慶讃法要には全国から、そして海外からも大変多くの方々が参拝に来られたこと、さらには厳しい経済状況にありながら毎年御依頼額を超えるご懇念が寄せられているという心強い現在地があることも見逃すことはできません。念仏相続の伝統に裏付けされたこの尊い現在地に全幅の信頼を持ち、いかにすればこの状況を持続ならしめることができるのかということこそ、宗務改革に取り組むうえで、中心に据え置かなければならない視点であります。

宗憲の基本精神に則り、まさに「真宗再興」を期し、法義相続と本廟護持、そして大谷派宗門がいのちとする「同朋会運動」の更なる推進に資するための宗務改革として、引き続き、全宗門的に課題を共有しつつ、迅速かつ慎重に議論を深めて取り組んでまいり所存であります。

以 上